

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◆ 社宅と家賃補助

Q: 当社は、社員からの社宅の入居申し込みが多数あり、一部の社員にしか社宅を貸与することができません。

そこで、社員が居住している借家の家賃の一部を会社が補助したいと思っているのですが、この場合の取扱いを教えてください。

A: 給与として課税されます。

【解説】

社宅制度は、通常の家賃より低額で借りられるため、住宅事情の厳しい近年において従業員に対する有効な福利厚生制度の一つとなっているようです。

ところで、社宅の貸与等による一定の経済的利益の供与が非課税とされるのは、その供与が使用者の業務遂行上の必要性に基づくものであり、供与を受けるものの選択性がなく、また、換金性がないこと等の理由からです。

社宅とは、使用者が利益を上げるために賃貸しているものではない、使用者の業務遂行上の必要もあって貸与されている、会社の都合により退去を余儀なくされるなど不安定な住宅である、などといった性格のものです。

さらに、社宅というためには、使用者所有の住宅か、又は使用者が契約者として借り上げた住宅であることが必要です。

ご質問の場合の社員が自ら賃貸した住宅は、上記の社宅とは明らかに異なった性格のもので、社員が受ける家賃補助は、社宅の貸与を受けたことによる経済的利益ではなく、金銭そのものですから、給与として課税されることとなります。

